#### 自動車の廃車・ 変更の届け出

軽自動車税は、4月1日現在 で軽自動車、2輪車などを所有し ている人にかかります。名義変更 や廃車をした場合は、早めに届け 出をしてください。



#### 【軽自動車税】

届け出場所 D 125 cc以下の原動機付自転車・農耕 車など/市役所駅南庁舎市民税課 6(0857)20-3413 /各総合支所市民生活課(16 ページ上記参照)

▷軽自動車・250 cc以下の 2 輪車/軽自動車協会 <a>[編</a> (0857)28-7021 · 安長

▶ 250 ccを超える 2 輪車/鳥取運輸支局 6(0857) 22-4154·丸山町

※3月30日(金)までに届け出がない場合は、平成 19 年度分の軽自動車税がかかります。

## |耕車の届け出

人が乗車できる農耕車(トラクター、コンバイン、田 植え機、テーラーなど)は、公道を走らなくても登録を してナンバープレートの取り付けをしなくてはなりませ ん。まだの人は早めに手続きをしてください。

届け出場所 ▷市役所駅南庁舎市民税課 6(0857)20 -3413/各総合支所市民生活課(16ページ上記参照)

## 軽自動車税の納付書の発送

平成 19 年度の軽自動車税の納付書発送時期およ び納期は、次のとおりです。

納付書発送 5月中旬

5月17日(木)~31日(木)

問い合わせ先 ▷市役所駅南庁舎市民税課 (0857) 20-3413 ▷各総合支所市民生活課(16ページ上記参照)

#### ご注意ください

# 護保険料の特別徴収の 始時期が変わります

65歳以上の人で、老齢(退職)年金などを年額18 万円以上受給している人については、原則、介護保険料 を年金から天引きする「特別徴収」としています。

65 歳になった人の特別徴収は、翌年度の 10 月支給 分からでしたが、制度改正により平成19年度徴収分か ら、下表のとおり変更します。

なお、対象者には、個別にお知らせします。

65歳になった日と年金支給決定日のいずれか遅い日	特別徴収開始
平成 18 年 4 月 1 日 ~ 9 月 30 日	平成 19 年 4 月支給分から
平成 18 年 10 月 1 日 ~ 11 月 30 日	平成 19年6月支給分から
平成 18 年 12 月 1 日 ~平成 19 年 1 月 31 日	平成 19 年 8 月支給分から
平成19年2月1日 ~3月31日	平成 19 年10月支給分から

※平成19年4月1日以降に65歳になった人も同様となります。 問い合わせ先

市役所駅南庁舎高齢社会課 €(0857)20-3452

平日開催の会議に出席可能な人 応募資格 年度 報酬 (平成19年1月1日現在)の人で、 9 Ŏ 〇 円 内 在 住 回 0 20歳以上 (平成 19 整備課簡易水道室 tottori.jp

会議 任期

の開

催

年2回程

度 年

応募先

市役所第2庁舎

農村

委嘱の日から2

蕳

応募期限

3 月

15

日

(木

え決定します。

する事項につい

て審議

易水道事業の運営に関

人数

3 人

齢、 ※応募多数の場合は 電子メールのいずれ 度にまとめ、 持参・郵送・ファクシミリ 電話番号を明記 住所、 かで 氏 選考の 名、 のう 年 務課

FEL

 $\begin{array}{c}
0 \\
8 \\
5 \\
7
\end{array}$ 

心

. 募方法

鳥

取

市

0)

簡

易

ついて思うこと」を8

0

0 水

字 渞

電子メー

ル

gakumu@kankyo-u

特設人権相談|

ブル、 とき 関する困りごとなど、 秘密は固く守られます。 委員が応じます。 全般に関する相談に、 隣、 子ども、 3月20日(火)午後1 家族、 女 相談は 性、 場 次内での 高齢 八権問題 人権擁護 無 者に F 4 時 ラ

**4**時 相談 ビル3階) 談センター 後5時まで (土・日 害保険協会鳥取相談センタ ところ 談日 い (0857) 24-4233合わせ先 (要予約) (第 1 鳥取自動車保険請求相 平日 · 3 水曜 ※弁護士による無料 今町 の午前9 もあります。 社団法人日 ・祝日は 丁目住友生命 午後1 時 から (休み) 本 損

権擁護課 🚨 (0857) 22-2289 問い合わせ先 ところ さざんか会館(富安三丁目 鳥取地方法務局人